

【住 宅 局】

1. 宿泊施設に対する支援について

改正耐震改修促進法については、法改正の主旨そのものは理解しているが、宿泊施設は延べ床面積が広い建物が多く、改修が必要との診断結果になった場合、その後の経営をも脅かすほどの巨額な費用を捻出しなければならない。国や地方自治体からの補助金はあるが、これらの補助率や予算はどのような背景と根拠のもと設定されたのか説明されたい。

【回答】

平成 25 年に耐震改修促進法を改正し、不特定多数の者が利用する大規模な建築物、災害時の防災拠点や緊急輸送道路沿道の建築物について、耐震診断を義務づけたところです。

こうした耐震診断義務づけ建築物について、緊急的に耐震化を図る必要があるため、耐震対策緊急促進事業を活用し、地方公共団体との協力の下、通常の場合よりも高い補助率を適用しているところです。

具体的には、多数の者が利用する大規模な建築物の耐震改修については、国の補助率を通常 11.5%から最大 3 分の 1 まで*¹。

地方公共団体が指定する緊急輸送路の沿道建築物や防災拠点となる建築物の耐震改修については、国の補助率を 3 分の 1 から最大 5 分の 2 まで*²。

それぞれ拡充することを可能としているところです。

* 1. 多数の者が利用する大規模な建築物の耐震改修に係る支援

(通常) 国 11.5% 地方 11.5% → (拡充後) 国 1 / 3、地方 11.5%

【合計】 44.8%

* 2. 緊急輸送路の沿道建築物や防災拠点となる建築物

(通常) 国 1 / 3、地方 1 / 3 → (拡充後) 国 2 / 5、地方 1 / 3

【合計】 73.3%

今後とも、地方公共団体との連携のもと、これらの施策を積極的に推進し、建築物の耐震化を促進してまいります。